

# 別府市業務環境改善実施要領

制定 令和 6 年 3 月 2 7 日  
別府市告示第 1 1 0 号

## (目的)

第 1 条 この要領は、次条に規定する対象業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方の取組を定め、計画的に対象業務を履行することにより、業務環境等を改善し、より一層、魅力ある仕事及び現場の創造に努めることを目的とする。

## (対象業務)

第 2 条 この要領の対象は、別府市が発注する全ての測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務、発注者支援業務等とする。ただし、災害対応等緊急を要する場合は除く。

## (取組内容)

第 3 条 土日・深夜勤務等を抑制するために、次に掲げる取組を設定し、業務環境の改善を行う。

### (1) 標準項目

- ア 依頼日・時間・期限に関すること。
- イ 会議・打合せに関すること。
- ウ 業務時間外の連絡に関すること。

### (2) 追加項目

その他について、受発注者間において確認の上決定する。

## (実施方法)

第 4 条 受注者によって、勤務時間、定時退社日などが異なることから、前条に規定する取組は、柔軟性をもって行うものとする。

2 業務の進捗に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施しつつ、前条に規定する取組を行うものとする。

## 附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。